

枚方市の地下水採取の規制

<枚方市公害防止条例の全面改正について>

枚方市公害防止条例が全面改正され、
平成26年4月より、新しい地下水の採取規制が始まります。

新しい制度では、動力を用いて地下水を採取する揚水施設を設置しようとする場合は、事前に届出が必要です。また、設置しようとする指定揚水施設は、揚水施設に係る構造上の基準を遵守しなければなりません。

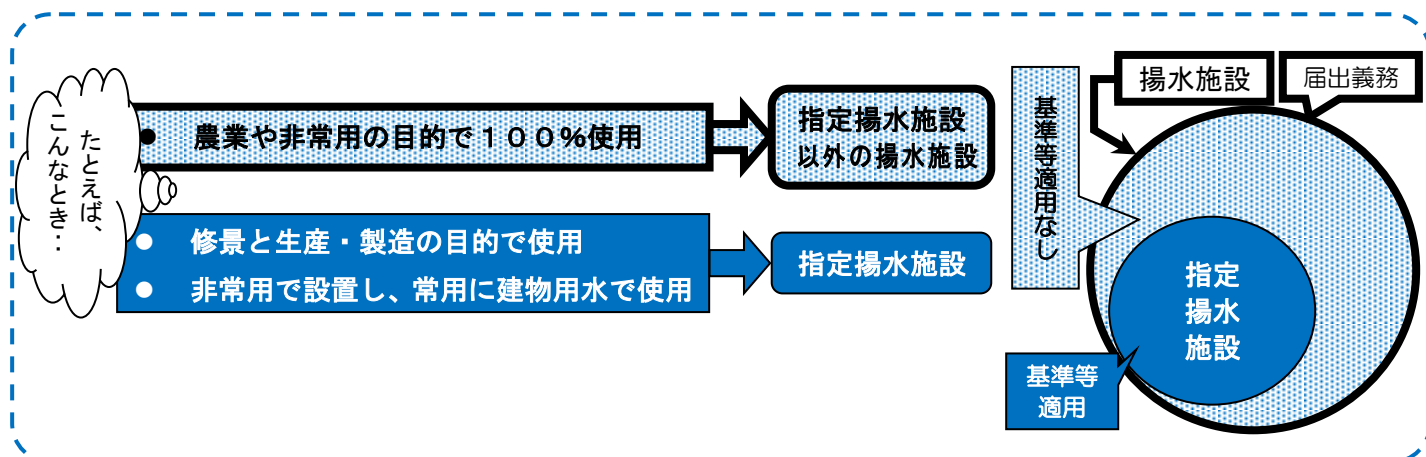
なお、農業や修景、非常用、地下水汚染対策の専用の揚水施設は、構造上の基準の適用を受けません。

- 『揚水施設』を新たに設置する場合は、事前に届出が必要です。
- 『揚水施設』をすでに設置している場合は、
平成26年9月30日までに、使用届出書を提出してください。

『揚水施設』とは、動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機（ポンプ）の吐出口の断面積が6 cm²を超えるもの。

ひとつのケーシング管にふたつ以上の揚水機が設置されている場合などは、各々の吐出口の断面積の合計が6 cm²を超えるものを対象とします。

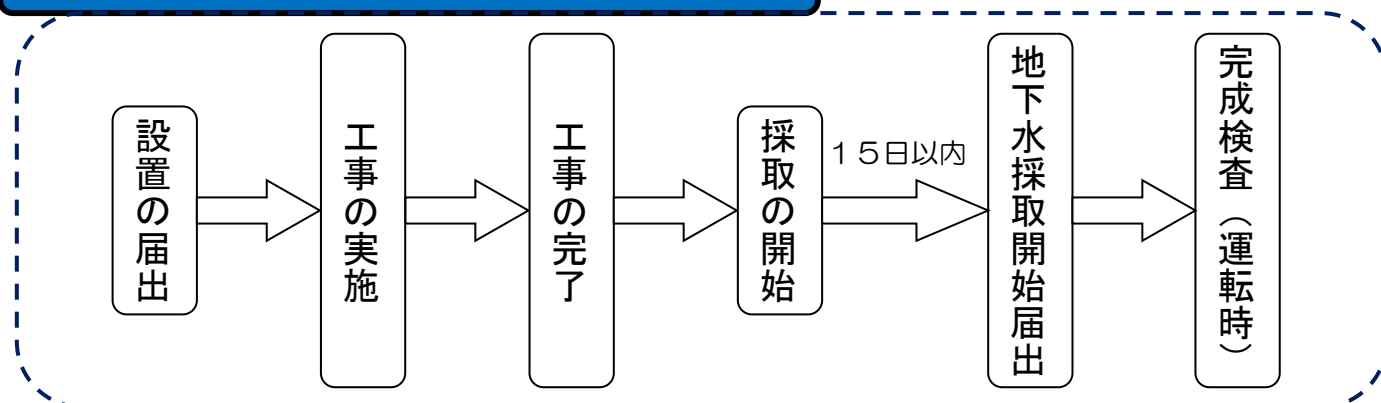
なお、揚水機（ポンプ）の吐出口の断面積が6 cm²を超えないものは、届出の必要はありません。



揚水施設に関する主な届出等と提出期限

届出の名称	適用事項	提出期限
揚水施設使用届出書	揚水施設をすでに設置しているとき	平成26年9月30日まで
揚水施設設置届出書	揚水施設を新たに設置しようとするとき	設置の着手前まで
揚水施設変更（事前）届出書	ストレーナーの上端の位置と揚水機の吐出口の断面積を変更するとき	設置の着手前まで
	地下水の採取の目的を変更するとき	変更の30日前まで
地下水計画採取量変更届出書	地下水の計画採取量を増加するとき	変更の30日前まで
地下水採取開始届出書	揚水施設で地下水の採取を開始したとき	地下水の採取開始日から15日以内
揚水施設変更（事後）届出書	揚水機の出力と水量測定器などを変更したとき	変更後30日以内
揚水施設使用廃止届出書	揚水施設を廃止したとき	廃止後30日以内

届出と検査の手順について（設置の届出のみ）



届出の未届や検査を拒否等した場合、罰則が適用されることがあります。（以下、主なもの）

- 条例第18条及び条例第19条第1項の、設置及び変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- 条例第37条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は職員の検査を拒み、妨げ、忌避したとき

地下水の採取量の削減について

地盤沈下は、地下水を過剰に採取することにより、発生する場合があります。

地盤沈下がいったん発生すると回復が困難になりますので、揚水機の吐出口の断面積の規模に関係なく、動力（ポンプ）を用いて地下水を採取する場合は、地盤沈下の発生を未然に防ぐために、適切な汲み上げや適切な節水などにより、地下水の採取量の削減に努めなければなりません。

枚方市 環境部 環境指導課 Tel : 050-7102-6014（直通）

穂谷川清掃工場 管理棟 〒573-1162 枚方市田口5丁目1-1